

洞爺湖町議会令和6年5月会議

議事日程(第1号)

令和6年5月10日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 諸般の報告について
日程第 3 行政報告について
日程第 4 報告第1号 専決処分の報告について
(洞爺湖町税条例の一部を改正する条例)
日程第 5 報告第2号 専決処分の報告について
(洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第 6 報告第3号 専決処分の報告について
(令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算(第8号))
日程第 7 同意第1号 教育委員会委員の任命について
日程第 8 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 9 議案第1号 財産の取得について
日程第10 議案第2号 工事請負契約の締結について
(洞爺湖町役場庁舎中央監視装置更新工事)

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第10まで議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	石川邦子君	2番	小林真奈美君
3番	千葉薫君	4番	五十嵐篤雄君
5番	今野幸子君	6番	室田崇行君
8番	大久保富士子君	9番	越前谷邦夫君
10番	石川諭君	11番	板垣正人君
12番	大西智君		

欠席議員(1名)

7番 大屋治君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 道 英 明 君	副 町 長	八 反 田 稔 君
総務部長	高 橋 秀 明 君	経 済 部 長	若 木 涉 君
洞爺総合支 所 長	佐 野 大 次 君	経 済 部 長 次	篠 原 哲 也 君
洞爺総合支 所 副支所長	片 岸 昭 弘 君	総務課長	末 永 弘 幸 君
企画財政課 長	藤 岡 孝 弘 君	政策推進課 長	野 呂 圭 一 君
住民税務課 長	宮 下 信 一 君	健康福祉課 長	高 橋 憲 史 君
子育て支援課 長	原 美 夏 君	介護高齢課 長	兼 村 憲 三 君
観光振興課 長	田 仁 孝 志 君	産業振興課 長	仙 波 貴 樹 君
生活環境課 長	高 橋 謙 介 君	上下水道課 長	宮 古 義 信 君
地域振興課 長	後 藤 和 郎 君	会 計 者 管 理 者	金 子 信 之 君
教 育 長	渋 川 賢 一 君	教育指導参 与	山 本 惠 一 郎 君
教育推進課 長	細 江 幸 恵 君	社会教育課 長	角 田 隆 志 君
代表監査委員	山 口 芳 行 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐々木 勉	書 記	阿 部 はるか
------	-------	-----	---------

庶務係 木 村 暁 美

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、洞爺湖町議会令和6年5月会議を開会します。

現在の出席議員は11名であります。大屋議員が欠席されております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎管理職の挨拶

○議長（大西 智君） 議事に入る前に、4月1日付、新たな教育指導参与が着任され、また、同日付、町人事異動に伴いまして、昇格された管理職の方々がおられますので、ご挨拶をお願いいたします。

初めに、山本教育指導参与、よろしくお願いいたします。

○教育指導参与（山本恵一郎君） おはようございます。

4月1日付、教育指導参与として着任いたしました山本と申します。

今までの経験を生かしながら、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりに向けて努めてまいりたいと思います。

皆様のご指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（大西 智君） 次に、宮下住民税務課長、よろしくお願いいたします。

○住民税務課長（宮下信一君） おはようございます。

4月1日付で住民税務課長を拝命いたしました宮下でございます。

皆様からご指導いただきながら、職責を全うできるよう、日々努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（大西 智君） 次に、宮古上下水道課長、お願いいたします。

○上下水道課長（宮古義信君） おはようございます。

4月1日付で上下水道課長を拝命いたしました宮古でございます。

職責を果たすべく努めてまいりたいと思っております。ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。（拍手）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、9番、越前谷議員、10番、石川諭議員を指名いたします。

◎諸般の報告について

○議長（大西 智君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。

千葉委員長。

○議会運営委員会委員長（千葉 薫君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会から報告申し上げます。

所管事務調査報告書。

令和6年5月10日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

議会運営委員会委員長、千葉薫。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

1、調査事項でございます。洞爺湖町議会令和6年5月会議の運営について。

2、調査日でございます。令和6年5月8日、水曜日。

3、出席委員でございます。私のほか、小林副委員長、五十嵐委員、大久保委員、越前谷委員、石川邦子委員です。

4、委員外としまして、大西議長、板垣副議長に出席をいただいております。

5、説明員でございます。町側より八反田副町長においでをいただき、概要の説明をいただきました。

6、結果でございます。地方自治法第102条の2第7項の規定に基づく洞爺湖町議会令和6年5月会議の開議請求に伴い、本委員会を開催し、議会運営のための所要の協議を行い、その結果は次のとおりであります。

会議期間につきましては、5月10日、1日間。

審議日程につきましては、5月10日、本会議でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組として、次のことを決定いたしました。議場内では、出席者全員が発言する場合は必ずマスクを着用することとするが、それ以外は任意とする。また、入室の際は手の消毒を行うこととする。

傍聴者についても、入室の際は手の消毒を行っていただくが、マスクの着用は任意とする。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、諸般の報告を終わります。

会議の審議日数は、本日1日を予定しておりますので、議会運営にご協力をお願い申し上げます。

◎行政報告について

○議長（大西 智君） 日程第3、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

初めに、町長の行政報告を許します。

下道町長。

○町長（下道英明君） 洞爺湖町議会令和6年5月会議、町長行政報告をさせていただきます。

1、寄附について。

前会議から本会議までの間、次の方々より寄附の申出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。

（1）金員の寄附。

ア、洞爺湖町青葉町46番地2、小野寺剛氏でございます。金額非公表。

イ、洞爺湖町旭町30番地12、笠井誠氏でございます。金額2万円でございます。教育のため。

（2）金員の寄附。

ふるさと納税寄附金として、個人、匿名を含む875件、累計8,987件、総額2,073万3,200円、累計2億3,235万4,300円でございます。

（3）金員の寄附。

企業版ふるさと納税寄附金として、札幌市中央区北4条西1丁目3番地、ホクレン農業協同組合連合会、代表理事長、篠原末治氏でございます。金額100万円でございます。

2、令和6年能登半島地震に係る被災地支援について。

1月に発生した能登半島地震の被災地支援に当たり、住民の皆様をはじめ、各種団体や事業者の皆様にご多大なるご協力をいただきましたことに感謝を申し上げます。

これまでに総額397万3,997円もの災害義援金を頂き、4月10日には日本赤十字北海道支部及び北海道共同募金会に対し全額を送金しておりますので、併せてご報告申し上げます。

また、3月29日から4月7日までの間、北海道が実施する石川県に対する広域応援隊に係長職1名を派遣し、輪島市の罹災証明書の申請受付や交付業務に従事してまいりました。派遣期間中には、現地職員から地震発生時の初動対応の課題の聞き取りを行うなど、この経験を今後の災害対応に生かしていきたいと考えております。

なお、支援内容の詳細につきましては、事務事業にまとめて報告させていただきます。

今後は、被災地からの要請に応じて、適宜、支援を実施してまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

3、北海道ツーデーマーチの終了について。

北海道ツーデーマーチは、昭和63年より開催され、ウォーキングブームの影響もあり、第2回大会以降は延べ3,000名前後の参加により盛大に行われておりましたが、平成20年以降は参加者が減少し、令和4年は577名、新型コロナウイルス感染症が5類に移行した令和5年は826名と大幅な増加には至っていない状況となっております。

大会運営を支えていただいているボランティアスタッフの確保が困難な状況となり、実行委員会及び大会役員会において、今後の継続運営は難しいと判断し、第37回大会をもって終了することを全会一致で承認されました。

これまで4度の中止がありながらも応援していただいた全国のウォーカーの皆様にご心より

感謝を申し上げますとともに、大会運営を支えていただきました多くの関係者の皆様に敬意を表し、最後の大会となる第37回北海道ツーデーマーチでは、皆様に喜ばれる大会となるよう努めてまいります。

4、洞爺湖町合葬墓の竣工式について。

4月5日、三豊霊園内において、議員各位をはじめ関係者17名の参加をいただき、洞爺湖町合葬墓の竣工式を開催いたしました。

合葬墓は、同霊園内の虻田市街地や内浦湾が一望できる高台に設けられ、故人をしのぶとともに、改めてふるさとへの安らぎを感じられる施設となっております。

今後におきましては、町民の永眠の場として、永きにわたって大切に使われるお墓となるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

5、各種事務事業の取組状況について。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告いたします。

なお、朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、教育長の行政報告を許します。

渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） 令和6年5月会議における教育委員会の行政報告を申し上げます。

一つ目、寄附について。

このたび、次の方々より寄附の申出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。

（1）図書の寄附。

町内小中学校へ、洞爺湖ロータリークラブ会長、小田原香織氏、図書121冊。内訳につきましては、虻田小学校36冊、洞爺湖温泉小学校20冊、とうや小学校17冊、虻田中学校23冊、洞爺中学校25冊。

（2）文房具の寄附。

町内小学校新1年生へ、洞爺湖町商工会女性部部長、横山節子氏より、水性ペン8色入り40セット。

二つ目でございます。第39回洞爺湖町ふれあう心の文化広場の開催について。

3月10日、洞爺湖町文化団体協議会との共催により、第39回洞爺湖町ふれあう心の文化広場を洞爺湖文化センターにおいて開催しました。

このたびの開催は、洞爺湖町文化団体協議会創立60周年記念事業として2部構成とし、第1部では町内外の文化団体による発表、第2部では特別公演として高橋竹山氏による津軽三味線の演奏を行いました。

会場にお越しいただいた約600名の皆様は、磨き抜かれた演奏に感嘆の声を上げながら、心ゆくまで楽しんでおられました。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、行政報告を終わります。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第4、報告第1号専決処分の報告について、洞爺湖町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

報告を求めます。

下道町長。

○町長（下道英明君） それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

記として、洞爺湖町税条例の一部を改正する条例でございます。

2ページは、専決処分書でございます。

令和5年3月31日付で専決処分しております。

3ページをお目通しいただきたいと思います。洞爺湖町税条例の一部を改正する条例でございます。

本件は、令和6年3月30日付で地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分しました洞爺湖町税条例の一部を改正する条例について、議会へ報告するものでございます。

改正の主な内容でございますが、令和6年度個人住民税の税額特別控除に係る規定、能登半島地震に係る個人住民税、雑損控除等の特例、土地に係る固定資産税の負担調整措置、固定資産税の新築住宅等に対する減額の規定の整備等でございます。

それでは、以下、お配りいたしました議案説明資料をお目通しいただき、そこからご説明をさせていただきます。

1ページ目でございます。洞爺湖町税条例新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

第34条の7寄附金税額控除でございますが、公益信託に関する法律改正による所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備でございます。

次に、第51条町民税の減免でございますが、個人住民税の減免措置について、職権による適用を可能としたものでございます。

2ページ目をお目通しいただきたいと思います。第56条でございます。私立学校法の改正を受けまして、引用する規定を改めるものでございます。

3ページ、第71条固定資産税の減免でございますが、固定資産税について、職権による減免措置を可能としたものでございます。

第139条の3特別土地保有税の減免でございますが、次のページをおめくりいただいて4ページになりますが、特別土地保有税の減免措置について、職権による適用を可能にしたも

のでございます。

4 ページ中段でございます。附則の改正でございます。第4条の2 公益法人等に係る町民税の課税の特例でございますが、公益信託に関する法律改正を受けまして、適用のなくなる規定について削除するものでございます。

5 ページをお目通しいただきたいと思っております。第5条の2 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例でございますが、能登半島地震災害を受けまして、令和6年度の住民税から雑損控除等の適用を可能とする規定を新設するものでございます。

6 ページ目をお目通しいただきたいと思っております。第6条特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例でございますが、前条の能登半島地震災害に係る地方税法附則の改正を受けまして、引用する規定を改めるものでございます。

次に、第7条の5 令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除及び、7ページに入りますけれども、第7条の6 令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例から、関連でございます15ページの第7条の8 令和7年度分の個人の町民税の特別税控除額まででございますが、令和6年度に実施される所得税及び住民税の定額控除につきまして、個人住民税に係る所要の規定を新設するものでございます。

次に、16ページをお目通しいただきたいと思っております。第8条肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例でございますが、定額減税に伴う地方税法附則の改正を受けまして、引用する条項を改めるものでございます。

次に、下段の第10条の2 法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合でございますが、固定資産税の課税標準の特例に係る地方税法附則の改正を受けまして、引用する条項の整理を行うものでございます。

次に、18ページ中段でございます。第10条の3 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございますが、認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額の特例について、申告書の提出を省略して適用を可能とする規定を追加するものでございまして、これに伴う各条項のずれにつきましても整理を行うものでございます。

続きまして、21ページをお目通しいただきたいと思っております。第11条土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義及び第11条の2 令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例から、飛んでいきまして、25ページ、第15条特別土地保有税の課税の特例まででございますが、固定資産税の負担調整措置等の課税の特例について、適用期限を令和8年度までの3年間延長するものでございます。

次に、26ページでございます。第16条の3 上場株式等に係る配当所得等に係る課税の特例でございますが、上場株式配当所得等に係る地方税法附則の改正を受けまして、個人住民税の所得割に係る読替えの規定を追加するものでございます。

次に、その下でございます別表についての改正でございますが、閉鎖法人について削除を行うものでございます。

議案書のほうにもう一度お戻りいただきたいと思います。議案書の13ページに戻っていた

だきまして、附則でございます。

まず、第1条の施行期日でございます。この条例の施行期日は令和6年4月1日となっておりますが、次の各号の規定についてはそれぞれ定める日から施行するものでございます。

第1号は第56条の改正規定でございます。施行期日は令和7年4月1日でございます。また、第2号は第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削除する改正でございます。施行期日は令和6年公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日でございます。

次に、第2条固定資産税に関する経過措置でございますが、同条第2項から第4項までに規定する固定資産税に関してはそれぞれ各項に定める経過措置を適用することとし、これ以外の改正後の洞爺湖町税条例による固定資産税に関する規定は令和6年度以降の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるとしております。

以上、報告させていただきます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号専決処分の報告についての報告を終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第5、報告第2号専決処分の報告について、洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

報告を求めます。

下道町長。

○町長（下道英明君） それでは、議案書の14ページをお開き、お目通しいただきたいと思っております。

報告第2号専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

記として、洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

15ページ目でございます。専決処分書でございます。令和6年3月31日付で専決処分しております。

16ページ目でございます。改正する条例でございます。

改正の趣旨は、令和6年3月30日付で地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年3月31日付で専決処分しました洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議会へ報告するものでござ

ございます。

改正の内容につきましては、お配りいたしました議案説明資料をお目通しいただき、27ページ、洞爺湖町国民健康保険税条例新旧対照表においてご説明をさせていただきたいと存じます。

洞爺湖町国民健康保険税条例第23条国民健康保険税の減額でございますが、国民健康保険税の軽減判定基準の緩和により、納税者の負担軽減を図ることとしたものでございます。内容につきましては、第23条第1項2号における5割軽減判定の基準所得の加算額を29万円から29万5,000円に改め、同項第3号における2割軽減判定の基準所得の加算額を53万5,000円から54万5,000円に改めるものでございます。

それでは、また議案書の16ページに戻っていただきたいと思います。

附則でございます。施行期日は令和6年4月1日からとなっております。また、適用区分ですが、改正後の洞爺湖町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

以上で、報告申し上げます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） 質問1点お願いします。国民健康保険の条例の改定に際して、令和6年度から適用になる5割軽減判定と、それから2割軽減判定のその基準額が上がるに際して、当初上がらない前と上がった後との、この対象になる方々が増えてくると思うのですが、これはどのくらい増えるのかというのは分かりますか。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） ただいまの質問でございます。今回の改正によりまして、新たに2割と5割の軽減の枠が広がることによって新たに対象になる方がどれぐらいいらっしゃるかということのご質問かと思えます。

こちらに関しましては今年度の賦課において確定をするものでございますので、所得の状況ですとか家庭の状況が変更、いろいろ変わってきているところがございます。そちらも反映いたしますことから、今回の新たに拡大になる部分についての試算ということは行ってございません。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号専決処分報告についての報告を終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第6、報告第3号専決処分の報告について、令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

報告を求めます。

下道町長。

○町長（下道英明君） それでは、議案書の17ページをお目通しいただきたいと思います。

報告第3号専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

記として、令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）でございます。

18ページでございます。専決処分書でございます。令和6年3月29日付で専決処分しております。

19ページをお開きいただきたいと思います。

令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）でございます。

令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,622万8,000円を減額し、歳入歳出予算額の総額を歳入歳出それぞれ83億7,417万円とするものでございます。

それでは、お配りいたしました事項別明細書のほうでご説明させていただきます。

4ページ、5ページをお開き願いたいと存じます。

歳入でございます。

1款町税1項町民税2目法人税で、法人でございます。現年課税分で600万円の増額で、法人税割で法人所得の増加、主に建設業によるものでございます。

5項1目入湯税でございます。現年課税分で700万円の増額で、入浴施設利用者の増加によるものでございます。

6款1項1目法人事業税交付金882万2,000円の増額で、交付額確定によるものでございます。

9款1項1目環境性能割交付金でございます。219万円の増額で、交付額確定によるものでございます。

10款地方特例交付金、2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方減収補填特別交付金79万9,000円の増額で、償却資産減免に係る減収補填分によるものでございます。

11款1項1目地方交付税635万1,000円の増額で、特別交付税の確定によるものでございます。

18款1項寄附金1目一般寄附金980万円の減額で、ふるさと納税寄附金の確定による減額でございます。

2目観光費寄附金335万円の増額は、観光費寄附金の確定によるものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

19款1項1目繰入金5,100万円の減額でございます。剰余金を財政調整基金繰入金へ繰戻

しするものでございます。

次に、8ページ、9ページをお目通しいただきたいと思います。

3、歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費3目公有財産管理費の基金管理事業、24節積立金で21万4,000円の増額でございます。内訳といたしましては、観光開発基金積立金110万7,000円の増額で、洞爺湖マラソクラウドファンディング分による増でございます。特定目的基金積立金89万3,000円の減額で、ふるさと納税寄附金の確定によるものでございます。

6目ふるさと納税推進費、寄附金の確定による財源補正でございます。

7款商工費2項観光費1目観光振興費、こちらも寄附金の確定による財源補正でございます。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費、ふるさと納税寄附金額の確定により、24節育英資金等教育資金基金積立金について571万9,000円を減額するものでございます。

最後に、13款1項1目予備費でございます。2,072万3,000円を減額し、合計で2,417万6,000円とするものでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今、説明を受けたわけでありませけれども、6ページのところで繰入金、減額で5,100万円ということでございますが、要因ということが今、説明がなかったのではないかなと思うのですが、財政調整基金というのは、当然なことに、この予算編成等々で予算の調製を図るものなのですが、今まで歴代のトップは、財政調整基金を充当した場合には、後々、当初の金額まで繰入れしてまいりました。今回の減額というのは、その要因というのは一体何なのか、この調整基金というのは将来的にはどのような金額等になるか、その辺を伺っておきたいと思ひます。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） このたびの専決処分につきまして、19款の繰入金で5,100万円を財政調整基金のほうに繰戻しをしたものでございまして、理由につきましては、1款の町税からそれぞれ地方交付税まで、今回増額のほうを上げさせてもらいましたので、その分を含めた中で財政調整基金のほうを繰戻しさせていただきました。

令和4年度末の財政調整基金の現在高につきましては、現在、12億5,600万円が令和4年度末の残高でございますけれども、今回の専決の補正によりまして、令和5年度末の財政調整基金の残高につきましては12億1,600万円ほどの残となることとしております。

取崩し額につきましては、令和5年度につきましては現在のところ4,000万円の取崩しを予定しておりますけれども、5月31日で令和5年度の決算が終わりますので、その剰余金が恐らく1億から1億2,000万円程度が実質収支になると思われますので、6月の補正予算に

において繰越金をまた財政調整基金のほうに戻せるように努めて、財政調整基金の残高については目減りがないようにしたいというふうに考えております。また、そうなるものと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） くだいようですが、当然、今、財政課長のほうから説明を受けたのでおおむね理解できるのだけれども、今まで大体、財政調整基金というのは、12億何がしの基金を堅持していたわけだけれども、6月になったらその12億何がしまで、戻せるのか、戻すのか、その辺を最後に伺っておきたいと思えます。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 今この専決処分補正の段階におきまして、残高につきましては12億1,600万円ほどが残高として、今、財政調整基金の現在高のほうは残っておりますので、こちらについて、さらに6月の繰越金で幾らか財政調整基金のほうにまた戻した中で、12億円台は維持したいというふうに考えております。それで、そうなるものと思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 3月末で令和5年度は事業終了し、精算等がありますので、4月、5月についても令和5年度の予算と、4月1日以降の事業については令和6年度予算が執行されていく、2本立てで今の時期は動くかと思えます。

それで、この専決処分した一般会計補正の令和5年度の補正について、特に大きな私としての課題はありませんが、今、5月会議をやるのであれば、早く確定させたいという部分もあったのかもしれませんが、専決処分をした理由についてご説明をいただきたいということが1点と。

先ほど、町長の行政報告の中で、ふるさと納税の寄附金が累計で2億3,235万円となっておりますが、これは累計では確かにそうなのでしょうけれども、令和5年度と令和6年度で区切らないと、こちらの一般会計の補正の中では2億2,000万円確定させておきながら、こちらは累計であっても年度で切って報告をすべきだろうというふうに思いましたので、そのような報告にしてもらえればなという、これは要望でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 5月会議で専決処分の報告をさせていただきましたけれども、専決処分した理由でございます。

まず、考えられるのは二通り、今回専決処分をもし仮にしない場合につきましては、6月の繰越金の中で、補正予算の中で説明のほうをさせていただくことになると思うのですけれ

ども、そのときには、8月の決算報告のときに、また不用額ですとか、それから残った理由ですとか、そちらで報告するか、それから今回ある程度決算額が確定した段階で専決処分において報告をするというふうに、今回についてはそのように例年行っておりますので、例年どおり、専決処分のほうで、税等の交付税の確定だとか、そちらについては確定した段階で議会の皆様にきちんとお知らせして報告するという形で補正予算のほうを取らせていただきました。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 野呂政策推進課長。

○政策推進課長（野呂圭一君） ただいまのふるさと納税の関係で、令和5年度と令和6年度のことでということなのですが、こちらは令和5年度の3月31日までの額ということで年度で切っております。ただ、大変申し訳ありません。この時期になるということは、集計が、やはり3月31日に入金になっても、1か月近くかかると。これはいろいろな各サイトで入金があった額と、入ってきた額と、全てを確認し決算をするという期間が少し時間を要しますので、どうしてもこの時期になってしまうということをご容赦いただければと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） そうしたら、もう1回一般会計の補正が出るということですか。ふるさと納税、これは確定したのではないですか、5月の今回の補正、専決で。

○議長（大西 智君） 野呂政策推進課長。

○政策推進課長（野呂圭一君） はい。確定しております。

○議長（大西 智君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号専決処分の報告についての報告を終わります。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大西 智君） 日程第7、同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

下道町長。

○町長（下道英明君） 議案書20ページをお目通しいただきたいと思います。

同意第1号教育委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

記としまして、住所が虻田郡洞爺湖町洞爺町53番地3、氏名が岡本里佳さんでございます。昭和43年4月29日のお生まれでございます。

それでは、お手元の議案説明資料でご説明をさせていただきます。

議案説明資料28ページをお目通しいただきたいと思います。こちらで説明をさせていただきます。

略歴でございます。学歴につきましては、平成3年3月に小樽商科大学商学部を卒業されてございます。

職歴につきましては、平成3年4月に池協会計事務所に勤務、平成4年4月に札幌市すぎな園に勤務、平成6年4月に札幌市立豊成養護学校に勤務されておりました。

公職歴についてでございますが、平成24年11月から平成26年5月まで洞爺地区振興策検討委員、平成26年6月から同年10月まで洞爺湖町商工会地域活性化特別委員、平成28年6月から現在まで洞爺湖町教育委員会の教育委員として活躍をされているところでございます。

団体歴につきましては、記載のとおりでございます。

岡本さんの任期が本年5月17日までとなっております。教育に関する高い見識がございまして、今後も教育委員としてご活躍をいただきたいという思いから再任の同意議案を提案するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。確認程度の質疑といたします。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

ここで、お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定いたしました。

これから、同意第1号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第1号教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

◎同意第2号から同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大西 智君） 日程第8、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任についてから同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括して議題といたします。提案理由の説明を一括して求めます。

下道町長。

○町長（下道英明君） それでは、議案書の21ページの同意2号から、22ページの同意3号、23ページの同意4号について、一括してご提案をさせていただきます。

同意第2号でございます。固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所、虻田郡洞爺湖町高砂町37番地27。

氏名が宮崎泰人さんでございます。

続きまして、議案書22ページでございます。

同意3号固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所、虻田郡洞爺湖町香川88番地11。

氏名が巻進さんでございます。

続きまして、議案書23ページでございます。

同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、住所が虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉124番地54。

氏名が越後進一さんでございます。

それでは、お手元の議案説明資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

議案説明資料29ページをお目通しさせていただきたいと思っております。

宮崎泰人さんでございます。

昭和23年3月18日生まれで、年齢は76歳でございます。

学歴につきましては、昭和47年3月、専修大学法学部を卒業されております。

職歴につきましては、昭和47年4月、株式会社田中測量に入社し、その後、昭和49年12月に同社を退社されております。また、昭和52年2月に司法書士を開業し、現在に至っております。

公職歴につきましては、平成7年4月から平成18年3月まで虻田町固定資産評価審査委員会委員、平成9年4月から現在まで人権擁護委員を務められております。平成18年3月から洞爺湖町固定資産評価審査委員会委員に選任され、平成21年5月から洞爺湖町固定資産評価審査委員会委員長として、現在に至っているところでございます。平成22年5月から洞爺湖町情報公開・個人情報審査会委員として、平成28年4月から洞爺湖町行政不服審査会委員として、現在に至っております。

団体歴は、記載のとおりとなっております。

続きまして、30ページをお目通しさせていただきたいと思っております。

巻進さんでございます。

昭和33年11月19日生まれ、年齢は65歳でございます。

学歴につきましては、昭和52年3月に倶知安農業高等学校を卒業されております。

職歴につきましては、昭和52年4月から農業をされております。

公職歴でございますが、平成3年4月から平成4年3月までと平成12年4月から平成13年3月まで旧洞爺村の村づくり審議会委員を歴任しております。平成13年4月から平成18年3月まで洞爺村固定資産評価審査委員会委員、平成18年3月から洞爺湖町固定資産評価審査委員会委員として、現在に至っております。

団体歴は、記載のとおりでございます。

続きまして、31ページをお目通しいただきたいと思っております。

越後進一さんでございます。

昭和48年4月3日生まれの51歳でございます。

学歴につきましては、平成9年3月に北海道工業大学機械工学部を卒業されております。

職歴でございますが、平成9年4月、エコーインターナショナル株式会社に勤務し、平成11年4月にマルナカ総業株式会社に勤務、平成16年4月に株式会社越後屋デパートに取締役として勤務され、平成29年3月より株式会社越後屋デパート代表取締役として、現在に至っております。

公職歴につきましては、平成26年8月から現在に至るまで洞爺湖町表彰審議会委員を務められているほか、記載のとおり、洞爺湖町学校給食運営委員、洞爺湖町社会教育委員、洞爺湖町通学路等安全推進会議委員、洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員、洞爺湖温泉小学校運営協議会副会長、虻高未来づくりフォローアップ活動推進委員会委員、洞爺湖町行財政改革審議会委員を務められております。令和4年7月から洞爺湖町固定資産評価審査委員会委員として、現在に至っております。

団体歴は、記載のとおりとなっております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。人事案件でありますので確認程度の質疑といたしたいと思っております。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

ここで、お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので討論を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定いたしました。

これから、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任についてから同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任についてをそれぞれ採決いたします。

初めに、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

続いて、同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

この採決も、起立によって行います。

お諮りいたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

続いて、同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

この採決も、起立によって行います。

お諮りいたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員であります。

したがって、同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第9、議案第1号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

下道町長。

○町長（下道英明君） それでは、議案書24ページをお目通しいただきたいと存じます。

議案第1号財産の取得についてでございます。

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第39号）第3条の規定により、議会の議決を求めるもので

ございます。

1、取得する財産は、防災用移動式冷暖房機になります。

2、数量は17台でございまして、200ボルト用が4台、100ボルト用が13台になります。

3、取得方法は、買入れとさせていただきます。

4、取得価格は、1,786万700円でございます。うち消費税及び地方消費税は162万3,700円でございます。

5、取得先は、東京都中央区東日本橋3丁目3番11号、昱株式会社、代表取締役、中川崇でございます。

なお、議案説明資料の32ページに機器外形、寸法等を添付しております。

以上、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） これは、17台ということで、200ボルト用が4台、100ボルト用が13台と。参考までに聞きたいのですが、2000年の有珠山噴火のときに、避難所等々には相当の、17か所ばかりではない。それから、避難される面積によっては、1台のもの、2台も入れなければならないだろうと思うのですが、今回の17台というのは、どのような避難施設、箇所等を想定して17台にしているのか。

それと、まだこれからもこの個数を増やしていくという考え方なのか、その辺を伺っておきたいなど。これで終わりなのか、それともまた将来的にも2台、3台、あるいはまた5台等々と増やしていこうとしているのか、その辺、その姿勢を伺っておきたい。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございます。

まず1点目、どのような状況を想定して17台にしているのかというご質問かと思えますけれども、議員のほうからもございましたけれども、2000年の噴火、当然これも想定をしなければならないというふうに考えてございますけれども、委員会のときにもご説明させていただいたかと思えますけれども、噴火災害、それから津波の災害等々、近年災害が多い状況でございます。災害の状況に合わせて柔軟に対応するというをまず第一に考えるのと、施設自体にまずエアコンを設置するとなると費用が高額ということもございまして、それらを踏まえまして17台というような形で現在想定しているという状況です。

それと2点目になりますけれども、今後の配置の計画になりますけれども、これは財源にも当然絡みますので、そのときにまず必要な財源が確保される状況になるのであれば、今後の整備については計画をしたいなと思ってございますけれども、まずはその17台を今回導入させていただきまして、今後起き得る防災の対応等を含めまして、それ以外の平時の使用も含めて現在考えているところでございますので、その点ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今の答弁でおおむね理解するのだけれども、やはり災害というのは、決められたときに災害が起きるわけではない、いつ災害が起きるか分からない。それで、財源が確保されたならば増やしていくという考え方のようですけれども、やはり特に洞爺湖町の場合は有珠山と共存している町として、有珠山噴火災害というのはあってほしくないけれども、やはり想定をしなければならない。2000年のときは、もう伊達から長万部までの各施設を借りて、そして避難したという経緯がありますから、そうすると1か所に1台ということには、スペース的にはならない部分があると思うのですが、だから、財政が確保されたら増やすということではなくて、やはりある程度想定をした中での個数の確保というのが必要ではないのかなという気がするのですけれどもね。その点もう一度お願いしたい。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご提案、ご質問ありがとうございます。

避難所の箇所も把握をしている状況でございますけれども、今後の財源以外においても当然、先ほど説明させていただきましたけれども、噴火災害、津波災害、1月にもございました大雪の災害等々も当然想定しなければならないということでございますので、今後、課内でその点どのような対応がいいのか調整をして、調査研究してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（大西 智君） 11番、板垣議員。

○11番（板垣正人君） 端的な質問です。これは200ボルト、100ボルトとありますけれども、端的に言えば1台100万円ぐらいする、ならせば、ぐらいだと思いますけれども、結構高価だなと私は思っています。それで、購入することは別に問題ないのですけれども、ただ、価格と物の、基本的に課長か町長がこれを体験したのか、どのぐらい冷えるとかさ、どのぐらい温かくなるか、そういうことを、まずこのメーカーは初めて聞くメーカーなのだけれども、実際このエアコン、ヒエスポ自体がどんな能力というか、まず経験したか、体験したかということがまず一つと。

他市町村の実績等があるのかないのか、どのぐらいあって、こういう結果があったとか、こういう成果があったとか、そういうことが分かっていたら、それも答弁していただきたいと思っております。

もう一つ、例えば、災害はいつ来るか分からない、確かにそうです。実際に7月にこれを購入した場合に、例えば今年の夏に学校でまた物すごく暑くなったと。そういうときに、例えば1週間なり10日なり冷房として使えるのか使えないのか、私は使うべきだと思うのですけれども、災害時用に取っておくということで倉庫にしまわせるのではなくて、何かそういうことでも、びっちり使えば壊れてしまうかもしれないけれども、本当に短期間の冷房として使えるようなものにすべきでないかなと思いますけれども、その辺の考え方。

三つです。よろしく申し上げます。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 1点目のご質問でございます選定の理由でございますけれども、

実際に体験はしてございますけれども、通常こういう移動式のものにつきましては、冷房機能のみのものがほとんどでございます、この今回購入を予定しているものにつきましては、暖房機能も備えているという条件がまず1点ございます。それと音の静かさというのもございますので、それがまず選定の理由として挙げられると思います。まず、これが1点目です。

それと3点目になりますか、平時の使用の関係かと思えますけれども、これにつきましては、現在考えている内容でございますけれども、昨年、その前年もそうだったかと思えますけれども、当然猛暑日が続いたという状況もございます。特に小さなお子さんの体調管理が気になるという状況でございますので、災害以外の利用につきましては、小さなお子さんの体調に配慮したような形で対応したいなというふうに思っているのと、あと、施設の内容につきましては、例えば多くの町民が来庁される施設、例えば役場の庁舎もございますので、そちらの利用についても今考えているという状況でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） あともう1点の、ほかの自治体で使用しているかどうか。

末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 失礼しました。

他の自治体の状況でございますけれども、道内では、ちょっと町村名は忘れちゃったけれども、1団体ございます。本州のほうにつきましては、このヒエスポですか、冷暖房機器については結構多くの団体が導入しているという状況も先方のほうからお聞きしているという状況でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） お願いします。

ヒエスポなのですけれども、私も調べてみたら、本州のほうでも学校の体育館とか、そういうのも使用しているというのを聞きましたので、ぜひそういう部分に対しても臨機応変に使うことができたかなと思うのです。

それで金額なのですけれども、1,786万700円ということで、これは内訳がないのですけれども、これは単純にそれぞれの機械の値段なんでしょうか。それとも例えば200ボルト用だったら何かコンセントが違ってくるのですか。そういう何か工事費みたいなものも入っていてこの値段なのか。単純に今ネットで調べられるので、このヒエスポの値段を調べてみたら、MAC804というのがネットでは1台154万円と出ていたのです。それから、100ボルト用のMAC284というのは71万5,000円と出ていたのです。この値段かどうかは内訳がないので分からないのですけれども、何か工事費用とかも入っているのかというのをちょっと聞きたいということと。

もう一つは、例えば学校で、これを例えば虻田中学校とかはないので、ちょっと緊急的に使用しようといった場合に、この電源の関係で、例えばこれを1台入れたことによって、

ほかの電気機器が使えなくなるとか、そういう心配はないのでしょうかということをお聞きしたいと思いました。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 1点目のご質問でございますけれども、今、議員のほうからもございました金額の件でございますけれども、これに当然工事費も加わります。それと、移動する、その輸送料というのですか、そういったものも当然含まれますので、それらも含めての今回全体の金額という形で、17台でこの金額という形で押さえていただければなというふうに思います。

それと2点目の電源の関係でございますけれども、当然200ボルトの部分を使うとその辺の心配もございます。それは小中学校の体育館だけではなくて、それ以外の部分も、当然その辺を考慮しなければと、特に200ボルトの部分については考えなければいけないと思っておりますけれども、現段階におきましては、その200ボルトに間に合うような施設というのは、当町で、今ちょっと手元にはないのですけれども、把握してございますので、もし、今後の設置に当たって、そのような工事が当然出てくるかと思っておりますので、その辺はちょっと当課のほうで持ち帰って、研究をさせていただいて柔軟に対応したいというふうに考えてございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） 質問というか、先ほども言いましたけれども、取得価格というのが一括して書かれているので、それぞれの機械が幾らなのかとか、工事費がどの程度入っているのかとか、輸送費とかがどの程度なのかというのも分かれば教えていただきたいのです。

○議長（大西 智君） 現時点で分かりますか。

末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 申し訳ございません。総体の金額でしか今は押さえていないものですから、後ほど資料という形で提供させていただきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号財産の取得についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第10、議案第2号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

下道町長。

○町長（下道英明君） それでは、議案書25ページをお目通しいただきたいと思います。

議案第2号工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第39号）第2条の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

1、工事名は、洞爺湖町役場庁舎中央監視装置更新工事になります。

2、契約金額は、8,250万円でございます。うち消費税及び地方消費税は750万円でございます。

3、契約の相手方でございますが、札幌市中央区北4条東2丁目8番地2、ジョンソンコントロールズ株式会社でございます。北海道支店、支店長、岸田憲明となります。

工事概要でございますが、役場本庁舎の既設中央監視装置を更新する工事でございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 何点か質問させていただきます。

長年議員をやっていたけれども、役場庁舎中央監視装置というのは、どのような場合、どのような作動をするのか伺っておきたいなど。

それから最初に、この耐用年数というのは何年になるのか。それをまず伺って再質問させていただきます。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 1点目の、どのようなときに作動するのかでございますけれども、中央監視装置は、例えば暖房設備なんかに異常があったときに、ブザーか何かでリモート、遠隔装置でお知らせをするというような内容が主なものになります。

それと耐用年数についてなのですが、法令に基づきます耐用年数につきましては、中央監視装置は10年ほどということで当方は把握しているという状況でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 主に暖房だということなのですが、やはり役場庁舎の中央監視装置機能というのは、いわゆるこの行政機能というのは、やはり耐用年数が来る前にしつかりと、この更新をするというのが極めて重要でないのかなという気がするのです。それで今回に至った要因というのは一体何なのか、それをお願いします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 今回改修に至った経緯ということでございますけれども、耐用年数は10年ということでございますけれども、本庁舎、この庁舎が建設されたのが平成15年でございます、20年を経過しているという状況でございます。近年、前から突然そのシステムが利用ができなくなる状況が、もう度重なった状況でございます、特に冬季になりますと、先ほど説明させていただきましたけれども、暖房にちょっと支障が出てくるという状況があって、手動で暖房機を直接行って操作をしなければならないという状況もございます。そのようなことから今回改修に至っているというような状況です。

以上です。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） それで、自分も議員を長くやっているけれども、これの取替えの更新事業というのはあまり経験がないのですよね。ちょっと今回が初めてかなと思ったぐらいなのですが、実はこういう事業の工事費用とか工程とか、あるいはまた物品の調達とか、そういったものは今まで北海道の仕様書を参照しているのが主でないのかなという気がするのです。今回、これだけ8,200万円ということになると非常に高額で、安いのか高いのか、妥当な金額なのかよく分からない。

そこで、この査定基準というのは何であったのか。それから、3回目だから、競争入札なのか、競争入札ではないと思っているのですけれども、この業者に決めた決定は、どういうものを主としてこの業者に決められたのか、その辺を伺っておきたい。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 1点目のご質問でございますけれども、この金額の算定のことかと思えます。議員のほうからもございましたけれども、国や道が示している単価、これの基準がありますけれども、参考を照らし合わせまして、今回更新費用の算定を行い、見積り合わせを行っているという状況でございますけれども、当然、金額がかなり高額ということもございまして、実は別の会社に、その更新は幾らぐらいかかるのかという問合せも当然させていただいてございます。今回、その中央監視装置ですね、既存のものを更新するのとしないのとで比較をしましたところ、やはりその受信側とその送り側というのですか、その両方を取り替えるか取り替えないかによってもかなり金額に開きがあるということで、新たに全て取り替えるとなると、ちょっとこの今回ご提案させていただいている金額には収まらないという、1億円を超えるということで確認をしている状況でございますので、今回このような内容で提案をさせていただいてございます。

また、中央監視装置の維持管理も現在この会社のほうにお願いをしてございますけれども、

不具合があった場合につきましては迅速に維持管理を対応していただいている状況でもございますので、今回このような内容での提案とさせていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） もう1点、指名競争入札かどうかというところの部分。

末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 失礼しました。今回につきましては、契約方法につきましては随意契約という形で対応しているという状況でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 大変高額な装置の更新ということで、ただ暖房装置の不具合を監視するぐらいのものが8,000万円もかかるというのも変な話。多分これはみんなシステム的に、電子機器といいますか、そういうものなので全部取り替えないとうまく機能しないということなのだと思えますけれども、これはセキュリティーのことも、この中央監視装置というのは機能として持っているのかどうか、もうちょっとこの中央監視装置の役割を教えてくださいなということと、これは多分、令和6年度予算の資料の中にも明記されていたと思うのですが、恐らく無理でしょうが、財源として何か手だてがされているのかどうかということが1点。

それと物を取り替えればいい、単純な取替え作業で済むのか、それともいろいろな工事が必要になるのか、その工事の期間はどれぐらいかかって、そのことが日常の業務に支障がないのかどうか、この点もお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 1点目のご質問の件でございますけれども、ちょっと説明が不足していて失礼いたしました。暖房機器以外にも、例えば給排水の制御が駄目になったりした場合も当然ございますので、それらの部分についても更新をするという内容でございますけれども、今回更新する機器の内容、ちょっと説明が前後して申し訳ないのですけれども、中央監視の端末ですとかからのディスプレイですとかネットワークエンジンですとかリモートシステムですとかというようなことで、私は専門分野がちょっとあまり詳しくはないのですけれども、やはりかなりシステムの部分で更新をかけなければいけないという形で、今回費用が高額になっているというところがまず1点でございます。

また、期間につきましては、先方の業者のほうから確認をしてございますけれども、最短で半年はかかるということで、5月の今回の提案をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） もう1点、財源のほうを。

末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 財源につきましては、合併特例債を予定してございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 半年ですが、何というのでしょうか、そんな長くかかっていて、どうして、いろいろなテストをするからなのでしょう。半年ですよ、半月ではないですよ。だから、そうすると、その機能が失われているわけですよ、その期間。例えばさっき言った排水とか給水とかという部分が。それはうまく調整しながら工事を進めていくということと理解していいのかどうか。

あと、この工事期間で、先ほどちょっと答弁いただかなかったのですが、職員の皆さんの業務の支障、それから一般市民の来庁される方への支障はないのかどうか、これをもう一回確認させてください。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 給排水の関係でございますけれども、平時の業務には支障がないような形で、先方のほうには時間を区切って、あまり好ましいことではないかもしれませんが、例えば土曜日を使ったりだとかというような形で考えております。あと、その受注発注というようなこともございます。当然、機材がもう既にあるものをぽんと入れ替えるものではございませんので、その施設に応じて機器の内容が当然違ってくることもございますので、その調整も含めての6か月ということで当方は理解してございます。

業務には支障がないような形で行うということで先方とは調整をしているという状況です。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から6月の定例日の前日までは休会となっておりますので、ご承知願います。
本日は、これをもって散会いたします。

(午前11時28分)

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員